

三好にまつわる諸々事^{エトセトラ} —— 『戦国遺文 三好氏編』より ——

村 井 祐 樹

はじめに

近年戦国期三好権力の研究が著しく進展している。むろん長江正一・今谷明両氏の先駆的業績にもとづいたものではあるが、二十一世紀に入ってからの研究は、天野忠幸氏の個人的努力によると言っても過言ではない。論文・専門書の執筆みならず、一般書・講演まで幅広くこなし、中でも、その困難さゆえ誰も手をつけて来なかった三好氏関係の史料を網羅的に収集し『戦国遺文 三好氏編』(以下『遺文』と表記)を刊行したことは特筆に値する。同じ『戦国遺文』を編纂したことのある身からすると、三好氏編における苦労は想像して余りあるものがある。そこで、これらの学恩に報いるため、『遺文』収載文書の内、気になる文書をいくつか検討し、その結果明らかになった新たな知見を提示することとしたい(なお本稿で引用する文書は本所架蔵の写真帳・影写本・デジタル閲覧システムで改めて校訂を行っている)。

一、三好長慶の死去にまつわる史料

天野氏によって「天下人」ともされる三好長慶であるが、秘されたことともあって、その死に関する同時代の一次史料は皆無とされている(永禄七年七月四日没)。試みに『史料綜覧』掲載の書目を検ずると『三好

過去帳』『泉州龍山二師遺稿』『細川両家記』(以下『両家記』と表記)『足利季世記』等が掲げられているものの、古文書・古記録などは見えず、最も信用に足るのが『両家記』⁽¹⁾という状況である。同記は元亀年間⁽²⁾にまとめられたとされ、かつ年代記的な記述が多いことで、事実関係については信憑性の高い史料とされている。ただそれさえ長慶死没に関するのみであり、いかにも後日に記したということが明白である。このような史料状況の当然の帰結として、長慶の死については、前掲各研究書においても非常にあつさりとした記述ですませている。確実な史料がなければやむを得ない⁽³⁾ところではある。

ところが、長慶死去に関わると思しき文書に気づいた。『遺文』掲載の次に掲げる二通の書状である(説明の便宜上各条にアルファベットを付す)。

(史料①) 松永久秀書状

御状令拝見候、

a 今晩加減之御薬參、今朝おもゆもまいり、御気色も能、孫右三こたは

b せられ候由、目出存候、

一、驢庵も被罷下、御脈之様寐被申由、さやう二候はんと存候、

(1) 三好にまつわる諸々事(村井)

c 各無油断様ニ御才覚專一候、御精可被入候、惣なみニ御心得候ては不可然候、

d 大西之儀ニ明日高屋へ御越之由可然存候、御急肝要候、

e 可為御取乱候ニ入御心、御懇に示給候、喜悅之至候、恐々謹言、

六月廿二日 久秀(花押)

石主

進之候

(史料②) 松永久秀書状

a 御状令披見候、

一、道ニ被罷下、御脈之様躰被申旨承候、此方へも同前ニ被申越候、しや

くそん・八幡も生を御うけ候へは、御死ニ候へ共、御いたはしく、さ

てくおしき御事候哉と、氣も心もさへいり申様ニ候へとも、さやうニ

取乱候ては無念と存、御跡之儀、然々申候へは、其御いたはしきと存

b 候、覚悟とをり申と存、心をもち定申事候、貴所も其御分別專一候、

一、御おんみつの段、肝要候、其刻迄いられ候くすし衆ニも無御失念さし

c やうを御か、せあるへく候、

一、御こしやう衆、自然御とも申候はんなど、の覚悟もあるへく候、御お

んみつと候も、殿之御跡までのために候ニ、只今さやうの事候て

ハ、可為不忠候、敵出申候時御用ニ立、打死つかまつるへく候、敵も

出申、世上しつか候て、御さうれいなとも候時、おもひきりたる

覚悟見せられ候へは、殿之御為、其身之こ、ろさし不可有比類候、

能々其心得肝要之由、おんみつを以可被仰候、何と御かくし候ても、

さやうの事としめき申候て□、不可然候、目出可為御長久候へ共、か

d やうの事申候も、御祈禱にて候、万ニ御せい可被入候、

一、高屋へは細々不及書状、能々可被仰候、真江ニも被申候へと、被仰候

て可然候、

e 池・伊事、是又真江被越候て、以後之様躰如何候哉、急度相調候様ニ、

御馳走御機遣專一候、書中も如何申候哉、心中可有御推量候、恐々

謹言、

六月廿三日 久秀(花押)

石主

進之候

実はこの二通は、『遺文』では長慶の息義興の死没に関わるものとき

れ、永禄六年に編年されているのである(義興は八月二十五日没)。果

たしてそうであろうか。以下分析していくが、行論の都合上(史料②)

から見ていこう。以下が大意である(一〜四条迄)。

② a 道三が下向され、診察されたとのこと、こちらにも連絡ありまし

た。積尊や八幡も生を受けた者は死ぬべき定めとは言いながら、痛まし

く、たいへん残念なことよと、氣も心も消えてしまいそうな心持ちです

が、そのように動揺しては情けないと思い、また跡継ぎのことをあれこ

れ言つては、却って(殿の)心痛になってしまふと思ひ、(私の)考え

が通ると信じ、心をしっかりと持つことに決めました。あなたもそのよ

うな覚悟が大事です。

② b 「隠密」のこと、大事です。ご臨終に立ち会う薬師衆にも、忘れな

いように起請文を書かせるようにして下さい。

② c 小姓衆が、もしもの時は殉死しようと考えているかもしれません。

「隠密」にするのも殿の跡のことを考えてのことなのに、(戦時体制の)

今殉死などするのは却って不忠です。敵と戦って討ち死にするのが忠で

あるのに、敵もいなくなつて世上が静まり、葬儀が行われる際に、その

覚悟を見せることが、殿のため、本人達の志にも叶う、素晴らしいこと

でありましょう。その旨よくよく理解するよう「隠密」にお伝え下さい。いかに隠しても(殉死をするなどと)騒ぎ立てては、けしからんとです。きっと(殿は)長生きされるとは思いますが、このようなことを申すのも、一種の祈禱です。全てに気を抜かないように。

② d 高屋にいる畠山には書状ではなく、直接話して伝えるように。

友通が「殿」の様子を細かに伝えてきた事に対しての久秀の返信である。久秀は大和多聞山に居り、相手の友通は河内飯盛山城で長慶の側についていたか、三好政権の本拠地摂津芥川城にいたのではないかと考えられる。

② a からは、久秀の「殿」に対しての、いわば「熱い」敬慕の情、主従の強い結びつきを窺うことができる。

② b には、「殿」が死去した場合、「隠密」にすること、その点を薬師⇨医者にも誓わせるようにと指示している。

② c では、小姓衆が「殿」の死に殉じる動きがあるが、殉死などしないよう命じている。

続いて(史料①)の内容。

① a 今晩に葉、今朝は「おもゆ」も口にされ、具合もよく、孫右にも返答されたとのこと、目出たいです。

① b 半井驢庵が下向して診察されたとのこと、そうであろうと思つてました。

① c 皆々油断しないよう心懸けるのが大事です。全力でことにあたってください。通り一遍のことと考えてはいけません。

① e 大変な時なのに、懇切な手紙をいただき、ありがたく思つております。

① a からは、六月二十日以前に人事不省に陥り、二十二日にやや持ち直し、やっと葉や「おもゆ⇨重湯」を口にし、側に控えていたと思われ

る「孫右」の呼びかけに対して返答したことが特記される程の容態であったことが読み取れる(実際約十日後に死去)。

① b には、曲直瀬道三(② a)の他、半井蘆庵も診察に訪れていたことが見える。

右の二通の文書から読み取れる点をまとめると、

・「殿」の容態と今後の対応についてがその主題であること。

・二日続けての手紙のやりとり。↓これは事態が切迫していたことを示している。(① c・dからも窺える)

・「殿」の死について既に覚悟している。↓病状はそれ程重篤であった。

・久秀・友通とも「殿」の容態を痛ましく思っている。

・久秀は「跡」⇨後継者に不満がある。

・「殿」の死去を「隠密」にすることが相談され、確定している。診察した医者にも口止めを行っている。

・小姓衆が殉死する動きがある。↓周辺にも永くなくことが認識されている。これはだいたい前から容態が悪いことの証拠である。

となろう。

さらにこれらを、「殿」に注目して3点に整理すると左のようになる。

A 久秀・友通の「殿」への思い / ② a・② c

B 「殿」の死去を隠密にする / ② b・② c

C 「殿」は長患いをしており、かつ重篤で、周囲は死を覚悟している /

① a・① b・② a・② c

こうなると「殿」とはだれのことか? が本章における最大の焦点であることは明らかであろう。結論を先に述べるならば長慶である。

A はともかく、B の長慶の死が伏せられた件はよく知られているし、C についても長慶は六年八月に義興を失った辺りから病んでいたとされている。⁽⁴⁾ であるならば「殿」とは長慶のことと考えるべきではないか。

すなわち二通とも長慶の死去直前の病状について述べていると見るべきなのである。

では一方の、永祿六年、長兄の息子義興の病についての文書はどうであらうか。次に検討してみよう。いづれも『醍醐寺文書』で、幕府御供衆の大和晴完および、元信濃守護で当時在京していた小笠原長時から醍醐寺門跡に充てられた書状で、年次は全て永祿六年でよい。

(史料③) 大和晴完書状⁽⁵⁾

尚々護摩事、今日より被焼候様、被申入之由候、かしく、

態申入候、仍三好筑前守、一昨日より傷寒出候□、熱氣様相煩之由申来候、就其護摩之儀、御門跡様へ申入度之由申候、則被焼候様、相心得可申上之旨、申事候、(中略)

六月廿二日 晴完 (花押)

治部卿殿

(見返ウハ書略)

(史料④) 大和晴完書状⁽⁶⁾

尚々筑前守得少驗之由、申上候間、可御心安候、此旨御申あるへく候、忿申候間、不能巨細候、かしく、

一昨日者、被成下 御書候、忝奉存候、仍筑前守撫物之事、申て進上申候、当年廿二歳にて候、護摩之御儀、別而被入御情候者、猶々忝可存候、相心得可申入之由候、得少驗候由、申来候間、可然存候、為御使芥河へ今日罷下候間、道三方可申入候、此旨可被申入候、恐々謹言、

六月廿四日 晴完 (花押)

治部卿殿

(見返ウハ書略)

(史料⑤) 大和晴完書状⁽⁷⁾

御書被成下候、謹而致頂戴候、忝奉存候、仍護摩儀、今日為御結願、御卷数并目錄被下候、明日早々差下可申候、定而忝可存候、追而可得尊意候、其時可申上候、(中略) 為御使芥河へ罷下、一昨日罷上候、筑前守得大驗候間、諸人満足仕候、種々御祈念之驗存計候、御料物事廳而可参候間、追々可得貴意候、此等之趣可被申入候、恐々謹言、

六月廿八日

晴完 (花押)

折紙見返ウハ書

大和宮内大輔

治部卿殿

晴完

(史料⑥) 小笠原長時書状⁽⁸⁾

御書謹而拜見仕候、如尊意其以来遙不申上候、背本意候之事、迷惑候、随而筑前守難儀相煩候之条、万事咲止存候处、道三葉被相当、如形得減気、先以御心安可被思召候、殊御祈念之由蒙仰候、彼是以急度平諭仕候事、一身之満足存候、(中略) 恐々謹言、

六月廿九日

長時 (花押 87)

折紙見返ウハ書

〔墨引〕小笠原大膳大夫入道

宰相法橋御坊

長時

(史料⑦) 大和晴完書状⁽⁹⁾

尚々御料物事、廳而可参候と存候、急可申候、又先度之儀、猶々御才覚まで専一候、妙心院迄委曲申候、かしく、其後者不申入候、仍先度之筑前守申入候護摩御事、早速御修行候而、御卷数被下則頂戴仕候、一段忝之由、能々心得可申上之御事候、さ様験ニ本服仕候、満足此事候由申来候、(中略) 恐々謹言、

七月七日 晴完（花押）

〔折紙返すハ書〕
〔墨引〕 大宮

治部卿殿 晴完

三好筑前守義興が、六月二十日に「傷寒」にかかり、発熱したので、醍醐寺へ護摩を焚くように依頼している（史料③）。二十四日に大和は將軍の「御使」として芥河城に下り（この時点で道三は芥河城にいた模様）（史料④）、義興が回復したので二十六日に京都に戻っている（史料⑤）。（史料⑥）では、道三の薬効があったことが記され、七月七日段階では「本服」したとみられる（史料⑦）。

以上をまとめると、芥川山城にいた義興は六月二十日に「傷寒」（＝チフスカ）により「高熱」が出たが、道三の処方した薬が効いたようでも程なく回復した、となる。すなわち、この度の義興の病はそれほど重くはなく、命にかかわる程のものではなかったと考えられるのである。たしかにそこまでの切迫感を読み取ることはできない。また、二十二日に初めて祈禱の護摩が依頼されるように、急病であり、それ以前から長く煩ってはいないことも指摘できよう。簡単に整理すると以下のようになる。

六月二十日に発病↓二十二日に祈禱依頼↓二十四日時点で既に道三診察↓二十六日病大験を得る↓二十九日には一段落

旧暦六月と言えば真夏であり、当時の衛生状況を鑑みれば容易に重篤化することもあり得るので、今回の「傷寒」が二ヶ月後（八月二十五日）の死に全く関係無かったとまでは言いきれないが、少なくとも直接の死因とは考えがたい（死因は黄痘との説もあり）。

ではこれらの点を、（史料①・②）についてのABC三点と付き合わせてみよう。

A「殿」に対する思い（松永・石成と「殿」との関係）／（史料③）
⑦に見える急病に対し、（史料②）のような反応・感慨を示すであろうか。二十日の発病、しかも急病に対して、わずか二・三日後にここまで深刻な話はしないであろう。何よりも久秀は、二ヶ月前の時点で義興と「不和」が噂されるような関係にあった。¹⁰無論、天野氏も否定されるように、久秀が義興を毒殺した、というような話は後世の捏造である。両者の不仲が京都の寺僧でも知りうる程度に流布しているという事実は見逃せない。

さらに付け加えれば、相手の友通と共通の感情があればこそ、（史料②）のような文章を書いたのではないか。これは久秀・友通の履歴を考えれば自明で、両者とも長慶に取り立てられ、ここまで出世した、いわば股肱の臣であった。天野氏の近著でも、実は久秀は長慶に対し一度も叛したことがなく、生涯忠実な臣下であったことが強調されている。¹¹友通については、史料が乏少で、はっきりと断言はできないが、その出世の経緯を考えれば、久秀と同様、長慶とは非常に近い関係にあった家臣とみてよからう。¹²（史料①・②）は、そのいわば長慶腹心同士のやり取りを示すものである。「殿」は長慶以外に考え難い。

B「おんみつ（隠密）」が強調されている／にもかかわらず、義興に関しては、発病とほぼ同時に三好政権外に漏れている。一方で長慶の死については同時期の史料には全く見られず、葬儀が行われた永禄九年に初めて公になり、情報統制が完全に成功していた。

C長患い・死を覚悟／繰り返し述べたように義興は急病であり、周囲が死を覚悟するほどの時間はない。「御小姓衆」の殉死についても、二十日発病で、二十三日以前に小姓が殉死の覚悟をするというのも余りに気が早い。これもやはり長慶に対してなされようとしたと見た方が自然である。

さらに、当時の記録に当たってみると、まさに(史料①)の永祿七年六月二十二日に、三好義継が上洛して義輝に挨拶しているのである⁽¹³⁾。これは長慶がいよいよ回復の見込みが無いことが分かり、ダメ押しで後継者が義継であることを内外にアピールしようとしたと考えられないだろうか⁽¹⁴⁾。この義継について言えば、(史料②)で、久秀が「跡」に不満を抱いていたらしいことにも注目すべきである。事実、長慶死後、久秀は義継と袂を分かつたのである。

以上、『遺文』に掲載された二通の石成友通あて松永久秀書状は、永祿七年に比定され、今まで知られていなかった、長慶病没直前の周囲の状況・対応を具体的に示す、極めて貴重な文書であったことが判明した、というのが本章の結論となる。

二、十河一存の和泉国支配にまつわる史料

三好氏が、その本拠地阿波に近いこともあり、早くから和泉堺を制圧下に置いていたことはよく知られているが、和泉一国に対する支配を及ぼすようになったのは、それ程古いことではなく、先行研究では、弘治年間とされている。しかしその根拠は、実は『両家記』永祿元年九月六日条に見える、長慶の実弟十河一存が和泉に帰った(「泉州に御帰り候」という記述のみなのである。そしてこの和泉を岸和田と読みかえることで、永祿元年段階で一存が岸和田城に入って和泉を支配していたとする。しかし泉州と岸和田というのも拡大解釈で、普通に考えれば泉州と堺、つまりもとと拠点のあった堺に帰ったと読んだ方が自然ではなからうか。

当該期の和泉国については、守護代松浦守が統治していて三好長慶方であったものの、守は天文末頃弘治年間に没したとされ、その後については史料が全く残っていない。すなわち松浦氏が長慶方であったこと

が確実なのは、天文年間迄と永祿四年以降であり、弘治と永祿三年の間は不明で、先行研究の述べるところも、あくまで推測の域を出ていないと言わざるを得ないのである⁽¹⁵⁾。

実はこの点を明らかにできる文書が『遺文』に掲載されているのだが、管見の限り利用した研究はない。そこでこれを読み込むことで長慶方と十河一存の和泉における活動を探り、その上で「十河一存が岸和田城に入ったのはいつか」を確定することで、関係史料の年代比定を行うこととしたい。

対象とするのは、次の香西元成・三好政生(宗渭)連署書状(『遺文』二一八)である。

(史料⑧)

梶肥儀、早々可被差下之処、從若州代物遅々ニ付、菟角被成御延引候、更非御油断候、於様躰者、梶可被申入候、然者唯今儀、雖不甲斐ニ候、調次第、先々御兵糧米被遣候、相殘儀、涯分可仕候、今少之儀候間、定而若州之儀も不可有御別儀候、年内者既無余日候間、正月ニ者急度從上等被仰越之様、為兩人可申上候、將又爰元之儀、具梶へ申候間、可被申分候、隨而泉州之儀、弥松浦堅固之儀候、從河州別而被加強力、一段馳走共候、近日も根来寺へ從安作越使者、此砌松浦事、深重可被入精之由申候、并為音信、馬櫛三十荷・塩硝五百斤遣ニ、根来寺満足不及是非候、十民調儀者、相城ヲ付度存分ニ候、就其根来寺惣分談合者、十河就相築城者、一山打移、以一戦可相果由候、南方之儀者、猶以可然事可出来候条、可御心易候、少モ珍儀候者、雖為月迫、態可申入候、呉々今度梶肥長々逗留、辛勞共無是非候、能々可被加御詞事専用候、目出追而可申述候間、不能再筆候、恐々謹言、

十二月九日

(政生(花押))

同上第2紙

波孫

御宿所⁽¹⁶⁾

元成（花押）

細川晴元被官で反長慶方であった三好政生（宗渭・釣閑斎）と香西元成から、同じく晴元被官の丹波国人波多野元秀への書状である。この時に、政生・元成がどこにいたかは不明であるが、若狭から代物が届かないと言っているので、京都近郊か摂津であろうか。前半は波多野から派遣されたと思われる「梶肥」なる人物の帰投が遅くなったこと、当座は兵糧米しか送れない事を詫びている。注目するのは後半、和泉国内の状況について語った部分である。以下要約を示す。

「松浦」が「堅固」であり、河内（安見）からも援軍が来て、さらに安見から根来寺にも松浦を支えてくれるよう使者を出した。煙硝等を送ったので、根来寺も満足している。一方で十河方の作戦は、松浦氏の城に対して相城を築こうというものだ。これに関して根来寺は、もし城を築くならば、全山で攻撃を仕掛けるつもりらしい。したがって、南部戦線はうまくいくでしょうから、心配ご無用です。

特に注目したいのが以下の各点である。

- ①松浦氏（＝岸和田城）は「堅固」
- ②十河方は「相城」を築く構え↓松浦は反長慶方
- ③安見宗房が河内から援軍を出しつつ根来寺にも支援を要請
- ④根来寺は十河攻撃の準備を整える（煙硝五百斤↓大量の鉄砲を所持）
- ⑤松浦・安見（河内）・根来寺が同盟関係にある

以上を抑えた上で、この書状の年代を考えてみよう。香西元成の死没が永禄三年十月であるのでそれ以前、根来寺が十河方と戦ったのが永禄二年五月、かつ二年十二月には、河内の安見氏が和泉へ援軍を送る余裕

は無い（長慶方に敗れ北河内の飯盛城に敗走）ので、元年以前まで続れる。では一存の和泉地域での活動が初めて見られるのはいつか。既往の研究は、前述した『両家記』の永祿元年九月六日条に拠って、弘治三年頃とするものの根拠とするには弱いと言わざるを得ない。

ここで手がかりになるのが、反三好派である三好政生と香西元成が、松浦方（河内安見・根来寺）のみならず、十河方の予定している作戦まで把握している点である。これを解くカギが、永祿元年九月に政生が京都吉田神社において石成友通と会談を持っている事実である。おそらく政生は、ここで長慶方と講和に向けた動きを開始したとみられるが、この時点で晴元に背いた訳ではなく、晴元に属したまま長慶方に接近したのではないか。だからこそ波多野元秀とも文通しているであろう。つまり政生は九月以降両陣営と繋がりを持っていたということであり、したがって十河方の作戦を把握していた。そうであれば本文書は永祿元年が相応しく、十二月段階では、松浦氏が反長慶方であったことが確定するのである。

ここまでの記述を踏まえて当該期の政治状況を整理してみよう。本章冒頭で述べたように、弘治年間の松浦氏自体の動向は不明である。ただ天文二十年段階までは松浦氏が長慶方であったことが確定だとすると、その後松浦守と、和泉に影響力を持っていた河内の遊佐長教（長慶方）がほぼ同時期に没したことで、岸和田を中心とした南泉地域は混乱に陥り、守亡き後の松浦氏は反長慶方に転じたと推測できないであろうか。そう考えることで、永祿初年の長慶方による和泉侵攻に松浦氏が反長慶方にあつたことの説明がつくであろう。

〔史料⑧〕によれば、永祿元年十二月段階で、「松浦堅固」とあつて岸和田城が反長慶方として維持されており、そこに河内の安見から「強力」が行われて、十河方と対峙していたということがわかる。これ

に対し、十河方の作戦が、岸和田城に対する「相城」を築き、攻撃を行うというものであつた。根来寺側はそれを全力で阻止すると表明している。この対立の結果として起こつたのが『両家記』にある永祿二年五月二十七日の戦鬪であろう。長慶方は、摂津衆も投入して十河方の支援にあつたが敗北した。長慶方の岸和田城攻めは失敗したのである。しかし死者が「十人計」とあるように大規模な戦鬪ではなく、大げがをする前に引き上げたと思われる。理由はこの時期の長慶方の軍事行動の重点は河内の安見氏攻略にあつたからで、この前後に河内関係の戦鬪が多く記されている（『両家記』）。推測でしかないが、河内攻略期間の和泉は休戦状態であつたのではないか（あるいは一存も長慶とともに河内へ出陣していたか）。

永祿二年七月以降、長慶方の大攻勢により、河内の状況が長慶方に有利となつていき、八月には長慶方の勝利となつた。その上で、翌三年二月十二日、摂津衆も加えた長慶軍が和泉に攻め入つた（『両家記』）。結果は記されていないが、おそらくこの戦鬪で、長慶方は松浦氏を中心とした和泉国人・根来寺連合軍に勝利し、松浦氏は長慶に従わざるを得なくなったのではないか。¹⁸長慶方（一存）が和泉国内に影響力を行使できるようにしたのはこの日以降と考えられよう。

ここまでの推移が問題なければ、先行研究で利用されている次の無年号文書の年代も検討し直す必要が出てくる。

A 九月廿八日付法隆寺印清書状（『遺文』参考71）

B 拾月十三日付法隆寺印清書状（『遺文』参考72）

C 十一月二十一日付つばね消息（『遺文』参考73）

D 十二月十二日付根来寺快栄書状（『遺文』参考75）

の四点である。これら四通は、部分部分がつまみ食いのに使われているのみで、実はこれまで適切に年代比定がなされていない。

まずAであるが、内容を適記すると、

法隆寺領和泉珍南庄の年貢が十河方に差し押さえられた。九条家からの申し入れらしい。法隆寺側の訴えを聞き、一存から松浦（周防守盛）に問い合わせたところ、松浦は「不存（知らない）」と言ってきた。ならばとりあえず（十河方が）差し押さえっておけということになってしまった、という内容⁽¹⁹⁾。

十河方が和泉国内の庄園に介入してきて、かつ一存の下間に岸和田に在る松浦が答えているということは、この時点で松浦は一存の軍門に降っていたことになる。さらに九条家（種通）による口入は、種通の婿である一存の当該地域への影響力を念頭に置いた行動と考えるべきであろう⁽²⁰⁾。すなわち一存が健在で和泉を支配下においていたのだから、この文書は永祿三年の九月と比定できる。

次のBは読みを正したので全文を掲げる。

（史料^⑨）

今度從十河方申事之儀付、先度致住進候之処、委細示給、祝着令申候、仍国之守護代并寺田方以、此間色々嘸申分候之半に、去九日、無事返事候、礼錢相調、十一日ニ於堺十河方へ礼に罷出申候、松浦方・十方彼是^(十河)礼物拾九貫文入申候、当納分にて涯分馳走仕度覚悟候へ共、方々之儀候間、如此候、寺家へ之書状共相調、可致上洛候、猶勾当可申候、恐々謹言、

拾月十三日 印清（花押）

年会五師御坊 まいる

Aと同様法隆寺領についての文書である。十河方の年貢抑留につき、印清が守護代岸和田（松浦）氏や松浦家中の寺田氏と（岸和田城で）⁽²¹⁾交渉している途中に、十河方から手紙が来て、問題が解決した。その礼

に「堺に在る」「十河」のもとへ向かった。松浦方・十河方その他への礼錢が十九貫文かかった。「当納分」では賄いきれないが、勘弁してくれとの内容である。ここで注目すべきなのは、松浦・寺田は岸和田城に在るようだが、「十河方」への礼は堺において成されたと記されていることである。まだ一存は岸和田城に入っていない。これも三年と見てよからう。

直後の十月十五日、畠山氏と連合して安見氏の後詰めに行った根来寺勢が大敗を喫する。次にC、これも全文を示す。

（史料^⑩）

御ふみ御こまくと御うれしくおほさせおはしました候、うへさまきしのわたの御しろに御さ候て、一かうつうろも御入候はす候、ねころへの御つかいこ、ほとよりは一かうならぬ御事にて候ま、まつそなたへのほりの御事にて候、はるはるくたされ候に、御せうし候やと申御事にて候、御かもしさまより御返事御申候はんすれとも、そかわとのへ御よう候て御るすの御事にて候ま、わか身より申入まいらせ候御事にて候、かしく、そもしへの文やかてと、けまいらせ候へく候、めてたく又々かしく、
〔折紙返シ奥封ウハ書〕
十一月二十一日 さかいより
三ほうるん殿御うち つほね

たれにても御ひろう

堺に滞在していた九条種通と関わりのある女性（侍女カ）が醍醐寺三宝院に対して出したものである。「うえさま」は種通が岸和田城に在るのだが、（戦乱で）通路が塞がっていて根来寺へ行くことができず、先に醍醐寺へ上ることにした。「御かもしさま」（種通母カ）から三宝院

へ連絡しようと思ったのだが、(岸和田にいる)十河殿に用があつて不在なので、私から連絡します。

九条植通が根来寺と婿の一存との仲介を試みたものの、根来寺へたどり着けず、代わりに根来寺の本寺にあたる醍醐寺に廻って、事態の打開を図ろうとしたものと見られる。ちなみにこの時の三宝院門跡は植通の叔父にあたり、その縁を活かそうとしたのであろう。植通が岸和田にいるのであれば、婿の一存も同道していた可能性が高い。この文書も永禄三年で矛盾は無い。すなわち永禄三年十一月二十一日以前には一存・植通とも岸和田にいたことになる。

最後のDであるが、根来寺浄心院の僧から、松浦氏の傍輩である和泉国人多賀氏への書状である。内容は、根来寺が知行の保全について多賀に相談したものの。文中に「一存岸和田入城」とあり、この日付以前に一存が岸和田城に入ったことが記されており、Cとも符合する。したがって永禄三年のもの。根来寺は長慶方に敗れた直後。前後関係がわからずやや難解であるが、敗戦によって根来寺が苦境に陥っていた様子が読み取れる。多賀氏はおそらく岸和田氏とともに十河方¹¹長慶方に降伏していたと考えられる。

B・Dによって、十月十三日以降十二月十二日以前、おそらくは十一月中旬頃に一存(および九条植通)の「岸和田入城」が実現していたことが判明する。

以上のようにA・Dが永禄三年で、一存の岸和田入城が三年十一月頃となれば、次にあげる、これまで永禄二年か三年のものとされてきた長慶書状は永禄四年に決まってくる。⁽²²⁾

(史料⑪)

泉州事、從養父周防守代并一存被申付以筋目、無相違可有御存知候、為

其以一札申候、恐々謹言、

卯月廿三日 長慶(花押)

松浦万満殿

(裏紙奥ウハ書)
(墨引)

松浦万満殿 長慶⁽²³⁾

長慶が、松浦家を継いだ一存の息万満に、養父松浦(岸和田)周防守代と実父十河一存の申し付けた通りに和泉を治めるよう、命じた文書である。

まず、周防守「代」とあることからすれば、既に周防守自身は亡くなっていた可能性が高い。⁽²⁴⁾周防守の動向が史料B(9)以降全く見えないのも、この推測を裏付ける。

さらに本文書が永禄四年であれば、一存の死没は四月二十三日なので、⁽²⁵⁾長慶が文書を出したその日に一存は没したことになる。松浦家中は、一存の余命がいくばくもないと悟り、慌てて長慶から直々に跡継ぎの万満に対しての安堵状を出してもらったことにした。しかし、長慶のもとに派遣した使いが戻る前に一存は亡くなってしまったのであろう。

松浦家中は、この時点で和泉支配の柱石たる周防守盛・一存二人がほぼ同時に不在となってしまうという危機的状況に陥っていたのである。

かかる文脈に乗せると、次の、永禄四年五月六日付長慶消息が、万満の乳母に充てられていることの意味がよく理解できる。

(史料⑫)

なをくしせんなり事とも申やから候とも、御たつねあるへく候、
まされ申事候ましく候、

まこ六郎殿・まんみつ殿の事、いつれもみんふの大夫ときにあいかはら

す、ちそう申へきよし、とうみやう・としよりも申きけ候、その御心へなされ、ひいきへんはなく、御いけんかんによう三候、まされ候事候ハ、我々より申うけまいらせ候、いさ、か御とうかん候ましく候、そのため一ふて申候、又々かしく、

五月六日 なか慶（花押）

〔裏紙奥ウハ書〕
〔墨引〕 しゆりの大夫

御ちの人 まいる なか慶

申給へ

〔26〕

十河氏を継いだ義継、松浦氏を継いだ万満両者の相続を安堵したものである（両者とも九条種通の孫になる）。この消息で万満の相続が長慶によつて再度正当化されたとみることができよう。この文書も一存が生きていれば不要なはずであり、したがつて（史料⑪）も一存の不在を前提に長慶が出した文書ということになる。

（史料⑫）は後見者二人を失つた松浦家中が、一存の死亡という事態を受けて、改めて長慶に依頼して出してもらつたものと考えられる。この二通以外に松浦氏に関し長慶から出された文書が無いことを勘案すれば、いかに松浦家中が非常事態と認識していたかがわかる。

この二ヶ月後に根来寺勢が岸和田まで攻め入つてゐる。これは一存死亡を踏まえての軍事行動とも思われるが、詳細は不明である。

ここまでの本章の分析を踏まえて、事実関係を整理してみよう（出典のないものは『両家記』による。また*は筆者の推定）。

永祿元年九月三日 十河一存尼崎へ出兵

六日 一存「泉州」へ帰る

（*この間南泉攻略の準備を始めるか）

十二月九日 松浦の拠点（岸和田城）は堅固

→松浦氏はまだ反長慶
一存岸和田への相城を作るつもり

→根来寺臨戦態勢（史料⑧）

二年五月二十三日 長慶勢和泉に集結

二十九日 長慶勢和泉にて根来寺に敗れる

六月二十六日 長慶方河内へ攻め入る。以後、河内が主戦場

八月 河内において長慶方勝利、安見飯盛城へ敗走

三年二月十二日 長慶方和泉へ出陣

*この戦場で松浦敗れ長慶方と和睦または降伏

→河内からの援軍が無かつたからか

*岸和田周防守が松浦を継いでいたが、万満を押し込まれたか

九月二十八日 十河方が法隆寺領の年貢収納に介入

↓松浦は既に一存の配下にある（史料A）

十月十三日 松浦は岸和田城だが、一存は在堺（史料B⑨）

十月十五日 根来寺長慶方に破れる

この頃以降十一月二十一日までに一存は岸和田城に入る

（史料C・D）

この間 *松浦（岸和田）周防守没カ

四年四月二十三日 長慶万満に和泉国安堵（史料⑪）

四月二十三日 十河一存死去（『己行記』ほか）

五月六日 長慶より万満乳母に安堵状（史料⑫）

七月二十八日 根来寺・安見が岸和田へ攻め入る

この編年結果から、永祿三年前半に松浦氏が長慶方に降り、同年十一

月頃に一存が岸和田城に入ったこと、およびその前後の状況が明確になったと言えよう。

すなわち本(史料⑧)は、松浦氏が長慶の軍門に下る以前の政治状況を示し、当該期の十河一存の動向を明らかにでき、かつ和泉国関係文書を位置づけ直す上で鍵になる、重要な文書なのであった。

おわりに

以上二章の検討で、三好権力について今まで知られていなかった事象を明らかにすることができたと考ええる。最後に、筆者の専門とする近江六角氏に関係する文書(『遺文』七六七)を取り上げ、結びとしたい。

(史料⑬)

猶々御進次第、我等も罷越候間、可御心安候、

江州衆来廿八日東山表へ罷出之由候、所希候之間、以一戦可打果候条、大慶候、定当国へも牢人衆端々心懸可申候歟、何へ罷出候共、多門山・井戸・龍王衆被相談、不移時日被相働、可被追払候、御馳走肝要候、御由断候てハ不可有其曲候、恐々謹言、

松永彈正少弼

久秀(花押)

(永祿四年)
七月廿四日

平等坊四郎殿

進之候

これは松永久秀から奈良の衆徒と思われる平等坊四郎なる人物に充てられた文書である。『遺文』では一行目が、「草山表(＝丹波)」となっているが、「東山表」が正しく、六角勢が近江から京都東山に出兵してきたことを報じていて、永祿四年で比定されている他の文書・記録と矛

盾しない。六角氏が丹波に攻め入ったことはない。

京都に侵攻する六角氏を迎え撃たんとする久秀の覚悟や、戦闘直前の緊張感がありありと伝わってくる文書である。

『遺文』には丁寧に読んでいけば、知られていない事実を発見することのできる文書が、数多く収められているのである。

〔註〕

- (1) 『群書類従』二十
- (2) 長江正一『三好長慶』(吉川弘文館、一九六八)、秋月政孝『戦国三好党』(人物往来社、一九六八)、今谷明『戦国三好一族』(新人物往来社、一九八五)、天野忠幸『三好長慶』(ミネルヴァ書房、二〇一四)増補版『戦国期三好政権の研究』(清文堂出版、二〇一五)
- (3) 東京大学史料編纂所架蔵影写本『柳生文書』(『遺文』八九三・八九四)
- (4) だからと言って、今谷氏の言うように長慶が「鬱病」とは断定できない。後継者を義継と決めたものの、家臣の支持が得られるか不透明であり、そんな中自らの死期を悟った長慶が、まだ自らの目の黒いうちに、承継を確たるものとするために、安宅を殺害して後顧の憂いを絶つたのではないだろうか。こう考えると、(史料②)で長慶が死の床にあっても「跡」のことを心配していたことが腑に落ちる。義継の承継が必ずしも家中の満場一致ではなかったことを窺わせる。久秀も義継の承継に賛成ではないが(長慶死後久秀は義継と対立)、長慶を煩わせることになるので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。
- (5) 『天日本古文書』三七六八
- (6) 同三七六七
- (7) 同一七七八・『遺文』【参考85】
- (8) 同三七六五・『遺文』【参考86】
- (9) 同三七六四

- (10) 『遺文』【参考84】、東寺百合文書イ函一六一
- (11) 『松永久秀と下剋上』(平凡社、二〇一八)
- (12) 長慶死後に袂を分かつことになるが。
- (13) 『言継卿記』
- (14) なお、両者とも「道三」(曲直瀬)が下向したとあるが、六年義興の時に引き続き、翌年にも呼ばれたと考えれば問題無い。名医であれば権力者の危急の際に診療するのはむしろ当然である。さらに長慶の際には半井驢庵も来ており、当代随一の名医が二人も枕頭に侍していたことになる。
- (15) 当該期の松浦氏を含む和泉国内政治史については、『岸和田市史 第二卷』(一九九六)、山中吾朗「和泉国松浦氏小考」(『戦国期畿内の政治社会構造』和泉書院、二〇〇六)、天野忠幸「三好氏の広域支配と和泉」(増補版『戦国期三好政権の研究』清文堂出版、二〇一五、初出二〇〇六)を参照。
- (16) 傍線の部分が『遺文』では「江州」とあったので、六角氏関係かと思っただのだが、写真を確認すると「河州」すなわち河内関係で六角氏とは何の関係も無い文書であった。
- (17) 『兼右卿記』永禄二年九月十三日条には「有相談事等」と記されている。
- (18) 安見氏の支援を受けられなかったのが大きな敗因の一つだったと考えられよう。
- (19) なおこの周防守盛はもともと岸和田氏であったが、これより以前(おそらくは天文年間)に松浦氏を継いだとみられる。この辺りの詳細については、廣田浩治「松浦周防守盛の発見」(『泉佐野の歴史と今を知る会報』二六六、二〇一〇年)参照。また万満の松浦家人嗣については後註(20)馬部論文参看。
- (20) 九条植通と十河一存の関係については馬部隆弘「信長上洛前夜の畿内情勢」(『日本歴史』736号)
- (21) Aに印清が「登城」して交渉した旨が記されている。
- (22) 山中論文では、永禄元・二年に比定する。天野氏は特に比定してない。
- (23) 『遺文』一〇三四

- (24) 或いは降伏後、暗殺されたのかもしれない。
- (25) 『三行記』には四月廿四日とあるが、前日の死去を二十四日に聞いて記したのであろう(南宗寺宝篋印塔銘に廿三日とあり/長江『三好長慶』)。
- (26) 『遺文』七六一

正誤表

頁	段	行	誤	正
10	上	25	周防守代	周防代
6	下	14	涯分可任	涯分催促可任
3	上	5	鳥山	三好康長
2	上	4	二入御心	二被入御心